

対象火気器具等の設置基準・留意事項について

【鶴岡市消防本部】

対象火気器具等を使用する場合は、火災予防に十分注意してください。
下記の事項をチェックしてみましょう。

コンロ関係

- 不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用している。
- コンロの上方1 m以内、周囲15 cm以内に燃えやすい物がない。
- 振動・衝撃で容易に転倒・落下するおそれがない。
- コンロでは炭の火おこしをしない。
- 使用中は、その場を離れない。
- カセットコンロを使用する場合、2台以上並べて使用しない。
- カセットコンロ容器カバーを覆うような大きな調理器具を使用しない。

プロパンガス関係

- ガスホースにひび割れや劣化がない。
- コンロとホースの接続部にホースバンドが取り付けられ、容易に外れない。
- 使用しないガス栓にゴムのキャップが付いている。
- ボンベは水平な場所又は台の上に置いている。
- ボンベは直射日光を避け、風通しの良い場所に置いている。
- 10 kg以上のボンベは鎖で固定する等、転倒しない措置を講じている。
- 使用後は器具栓だけではなく元栓も閉じる。

発電機関係

- 燃料の補給（給油）は、発電機を使用する前に行う。やむを得ず途中で給油する場合は、エンジンを止め、エンジンが十分に冷えていることを確認してから、火気のない安全な場所で行う。
- 予備の燃料は携行缶等の金属缶に入れ、火気から十分に離し、直射日光を避けて風通しの良い場所に保管する。
- 携行缶のキャップを開ける前、ガス抜き栓をゆっくりと開けてガス抜きをする。
- 給油後、燃料漏れのないことを確認してからエンジンを始動する。
- 長時間使用する場合は適時にエンジンを停止する等、過熱に注意する。

最後に

- 消火器は確実に操作できるよう、使い方を確認しておく。

